

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 事業年度の変更

Q : 会社の事業の都合で、事業年度を変更したいと思っています。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A : 定款の変更をし、税務署等に届出書を提出することになります。

【解説】

法人税法上、事業年度は営業年度その他これに準ずる期間で法令で定めるもの、定款、寄付行為、規則、規約に定めるものをいいます。つまり、定款で定めのある場合は、法人が定めた事業年度がそのまま法人税法上の事業年度となります。

なんらかの理由で事業年度を変更するときは、社員総会や株主総会を開催して、定款の事業年度の規定の変更決議を行うこととなります。

事業年度の変更は法人の任意ですが、変更は、その決議のあった日以後終了する事業年度について効力がありますので、変更日前にすでに終了した事業年度を後から変更することはできず、終了事業年度分は、従前の事業年度によることとなります。

また、会社の決算期はいつにしてもよいのですが、1年を超える事業年度を定めることはできません。

なお、事業年度の変更をしたときは、税務署、都道府県及び市町村に対し、遅滞なく届け出なければなりません。この届け出には、変更前の事業年度及び変更後の事業年度などを記載した届出書を提出することとなります。

